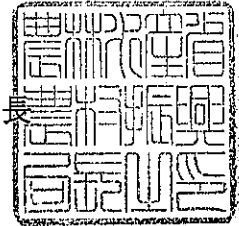




25農振第2422号  
平成26年4月1日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省農村振興局長



「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」の一部改正について

荒廃農地に係る農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）に基づき実施してきたところである。

今般、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等の施行に伴う「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の改正、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」の廃止等を踏まえ、別紙新旧対照表のとおり「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成24年12月26日付け24農振第1168号農林水産省農村振興局長通知）の一部を改正することとしたので、御了知願いたい。